

山田緑地“30世紀の森づくり”アドバイザー会議 傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、山田緑地“30世紀の森づくり”アドバイザー会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続き等)

第2条 傍聴者の定員は6人以内とする。ただし、6人以上の傍聴が可能と会長が認めるときはこの限りでない。

2 傍聴希望者の受け付けは、会議会場前の受付窓口において、会議開催当日の会議開始予定時刻30分前から先着順で行うものとし、傍聴希望者が多い場合等混乱が予想される場合は、傍聴希望者に傍聴券を交付するものとする。

3 傍聴希望者は受付で住所及び氏名を記入しなければならない。

4 傍聴希望者は、関係の係員の指示に従って入室しなければならない。

5 報道関係者並びに会長が特に必要と認める者は、前2項の手続きによらず、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。

(1) 他人に危害を加える恐れのある物品を持っている者。

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者。

(3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は持っている者。

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類、又は拡声器、マイクその他の音声機器の類を持っている者。

(5) 酒気を帯びている者。

(6) 前各号に掲げる者のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営を妨げるおそれのある者。

(傍聴者の遵守事項等)

第4条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 発言に対して批評を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。

(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(3) 示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。

(4) 電子機器等の音を出さないようにすること。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 飲食又は喫煙をしないこと。

(7) 会長の許可なく、撮影、録画、録音等は行わないこと。

(8) 傍聴により知り得た発言構成員の氏名等、個人情報に関する内容をインターネットや広報誌等で公表しないこと。

(9) 傍聴により知り得た情報により、会議若しくは特定の委員を中傷するような行為又は類する行為を行わないこと。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営を妨げるような行為をしないこと。
- 2 会長は、傍聴者が前項各号の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは退出を命ずることができる。
- 3 傍聴者は、会議の一部が非公開とされたとき、又は前項の規定により退出を命ぜられたときは、退出しなければならない。

(補足)

第5条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成30年6月11日から施行する。